

習志野市シティセールス動画制作等業務委託 プロポーザル募集要項

令和3年5月

習志野市政策経営部 広報課

1. 主旨・目的

現在、本市の紹介動画として活用している「きてきて習志野♪チドリとシギオのまちガイド♪」（平成23年度制作）並びに「ドレミファナラシド♪」（平成27年度制作）は、本市の観光PR及びいつまでも「選ばれるまち」として、多くの人に興味や関心を持っていただけるよう長きにわたり本市のシティセールスに寄与してきたが、前者にあつては、再生時間が約30分と長尺であることや制作から約10年が経過したこと、また、後者にあつては、楽曲を主とした動画であることなどから、本市を紹介するシティセールス動画として見直しが必要との結論に至るとともに、新たな紹介動画を制作する必要性が迫られている。

そこで、本市が将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち 習志野～」並びにブランドメッセージとして掲げる「あしたのハーモニーが響くまち 習志野市」の魅力を十分に引き出した“新たなシティセールス動画”を制作することで、市の「魅力・価値」をPRし、さらには、本市に暮らしている市民の満足度を高める「愛着醸成」や、本市に新たに移り住んでもらう「定住促進」に繋げることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 名称

習志野市シティセールス動画制作等業務委託

(2) 業務内容

別紙「習志野市シティセールス動画制作等業務委託 仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

金 4, 224, 000 円（税込）

(4) スケジュール

日時	内容
① 令和3年5月17日(月)～6月18日(金)午後5時	募集要項公表期間
② 令和3年5月17日(月)～26日(水)午後5時	質問書【様式2】受付期間
③ 令和3年5月28日(金)	質問書【様式2】回答
④ 令和3年5月31日(月)～6月18日(金)午後5時	参加表明書【様式1】提案書【様式3】受付期間
⑤ 令和3年7月1日(木)	提案書に基づく事業者選定委員会による審査（予定）
⑥ 令和3年7月5日(月)	審査結果公表(予定)
⑦ 令和3年7月16日(金)	業務開始(予定)

※ ⑤⑥⑦にあつては、新型コロナウイルス感染症対策及び習志野市議会令和3年第2回定例会等の状況に応じて変更する場合があります。

(5) 業務委託契約期間

契約締結日 から 令和4年3月31日（木） まで

(6) 事務局

〒275-8601千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市政策経営部 広報課 シティセールス係 佐藤・高島

TEL 047-411-5871 (直通) FAX 047-453-9313

E-mail kouhou@city.narashino.lg.jp

3. 応募者の資格要件

応募者は、応募書類提出日現在で次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有する事業者、またはデザイン業を生業とする個人で特定の法人に所属しない者であること。
- (2) 募集要項公表の日から本業務の契約締結の日までの間に、習志野市の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 直近5年間に於いて動画制作業務について実績を有すること。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者
 - ③ 本契約候補者決定の前日6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ④ 会社更正法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされた者
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされた者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者
 - ⑦ 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は団体に属する者

4. 応募手続等

(1) 募集要項公表

- ① 公表期間 令和3年5月17日(月)～令和3年6月18日(金)
- ② 受取方法 令和3年5月17日(月)から募集要項等を市ホームページに掲載する。
様式は、必要に応じダウンロードし使用すること。

(2) 質問書

- ① 受付期間 令和3年5月17日(月) から 令和3年5月26日(水) 午後5時まで
- ② 提出方法 質問書【様式2】を作成の上、事務局（広報課）へE-mail 又はFAXにより提出するものとする。電話や訪問等による質問には応じない。
※ E-mail、FAXを送付した旨を必ず電話にて連絡すること。
- ③ 質問書回答 回答は令和3年5月28日(金)に市ホームページで公表する。

5. 参加表明書及び関係書類の受付

(1) 受付期間

令和3年5月31日(月) から 令和3年6月18日(金) 午後5時まで

(2) 提出するもの

書類名		作成及び提出上の注意
【様式 1】	参加表明書	
【様式 3】	提案書	
【様式 4】	会社等概要	令和 3 年 4 月 1 日現在で記載すること。 ※ 既存の会社概要資料等を別添とすることを可とする。
【様式 5】	業務実績 (動画制作)	本委託に活かすことができると考えられ、かつ、平成 2 8 年 4 月以降に元請けとして契約し、令和 3 年 3 月までに完了した契約業務を直近の実績からすべて(最大 5 件)記載すること。 なお、制作物がインターネット上で公開されている場合には URL を記載すること。 ※ 様式に記載した動画制作の実績については、審査資料として活用するため、制作物をデータにて提出すること。 その際、公開されている場合に限り、様式内への URL の記載をもって審査資料として代えることを可とする。 ※ 動画について、審査における視聴は 5 分以内を想定。
【様式 6】	業務の実施体制	実施体制図を作成し、配置を予定している者の役割及び氏名を記載すること。 その際、主担当(予定で可)及び責任者がわかるように明記するとともに、各担当者の経験年数や実績についても可能な限り詳細に記載すること。 また、協力会社がある場合も同様に記載すること。
【様式 7】	業務の実施方針	基本的な取組方針及びスケジュール(動画の企画・制作並びにプロモーション方法)について記載すること。 また、受託予定額を記載すること。
【自由様式】	企画提案書	別紙「習志野市シティセールス動画制作等業務委託 仕様書」を参照し作成すること。 その際、制作意図、プロモーション等の内容について詳細に記載すること。
【自由様式】	業務参考見積書	技術者の職務単価及び数量、直接人件費、直接経費、一般管理費等がわかるように記載すること。
【原本】	印鑑登録証明書	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書 ※ 申請日以前 3 カ月以内の証明日のものであること。 ※ 法人の場合は法務局、個人の場合は本人のもので市区町村長が発行するもの。
【原本】	履歴事項全部証明書 (法人のみ)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 ※ 申請日以前 3 カ月以内の証明日のものであること。
【原本】	納税証明書	<法人の場合> ● 国税：納税証明書その 3 の 3 (法人税・消費税及び地方消費税) ● 地方税：都道府県民税・市町村民税(法人所在地より発行されたもの) <個人の場合> ● 国税：納税証明書その 3 の 2 (申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税) ● 地方税：都道府県民税・市町村民税 ※ いずれも、直近 1 期分※申請日以前 3 カ月以内の証明日のものであること。

(3) 提出先（事務局）

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市政策経営部 広報課 シティセールス係 佐藤・高島
TEL 047-411-5871（直通） FAX 047-453-9313
E-mail kouhou@city.narashino.lg.jp

(4) 提出方法

持参（受付時間は、月曜～金曜の午前9時から午後5時までに限る）または、
郵送（封筒に「習志野市シティセールス動画制作等業務委託応募書類 在中」と朱書し、
締切日（令和3年6月18日 午後5時）必着とする。

※ 郵送した旨を必ず電話にて連絡すること。

※ E-mail、FAXでは受付をしない。

(5) 提出部数

各正本1部、副本8部（副本は複写可）

6. 応募書類作成及び提出上の注意事項

(1) 応募書類作成の注意事項

- ① 様式によっては審査項目となっていることから、A4版、縦向き、横書きとし、MSゴシック、11ポイントとする。（自由様式はその限りではない。）
- ② 応募書類は用紙の左に2穴パンチ穴を開けること。正本に関しては、A4縦サイズのファイルに綴じて提出すること。
- ③ ファイル等の表紙及び背表紙には、タイトルを「習志野市シティセールス動画制作等業務委託応募書類」とし正本副本の別を表示すること。
- ④ 書類は、正本のみ「商号又は名称」を記入し、副本には「当社」「当団体」と表現するか、塗りつぶしにより、応募者が特定できないようにすること。
- ⑤ 通しのページ番号を付与し、目次も付けること。

(2) 提出上の注意事項

- ① E-mail、FAXによる受付及び提出期限を過ぎた場合の受付はしない。
- ② 提出期限後の応募書類の変更は一切認めない。応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合も補充することはできない。また、記載すべき事項以外の記載があった場合は、その部分の記載は無効となる。
- ③ 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとする。
- ④ 応募者は、複数の応募書類を提出することはできないものとする。
- ⑤ 応募に必要な費用は、応募者の負担とする。（応募書類は返却しない。）
- ⑥ 応募書類の取扱い
 1. 応募書類の著作権は応募者に帰属し、その内容について無断使用は行わない。ただし、市が必要と認めるとき、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。
 2. 本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者に提供しない。
 3. 応募書類における、個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、

公表することがある。

4. 応募書類の内容が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が負うこととする。

7. 再委託（協力会社）の取扱い

- (1) 応募者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 応募者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ応募書類において、再委託に関する事項を【様式6】に記載しなければならない。
- (3) 応募者は、契約締結後再委託を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、市の承認を受けなければならない。なお、承認を受けずに再委託を行った場合は契約解除となることがある。

8. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 資格要件を満たさない者が応募書類を提出したとき。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 応募書類の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
- (4) 応募作品に盗作等不正な行為が判明したとき。
- (5) 提案上限額を超える金額を提案したとき。
- (6) その他習志野市シティセールス動画制作等業務委託選定委員会（以下「選定委員会」）が不適格と認めたとき。

9. 契約候補者の選定方法

プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。ただし、提案書について市から質問することがある。

(1) 審査及び選定の方法

- ① 市職員で組織する選定委員会が応募書類の審査を行い選定する。
- ② 選定委員会の審査結果を受け、評価が最も高い応募者から第1位契約候補者、第2位契約候補者、第3位契約候補者として市が選定する。
- ③ 選定委員の評価の平均点数が総得点の70%を下回る場合は、契約候補者として選考しない。
- ④ 評価が同点の場合は、「(2) 審査の基準」の「4 企画提案」「1 業務実績」「5 受託予定額」の順に比較し、優れた方を上位とする。前記の内容が同点の場合は、選定委員長が契約候補者を選定する。

【参考】事業者選定委員会 開催日（予定）：令和3年7月1日（木）

※ 日程は新型コロナウイルス感染症対策及び習志野市議会令和3年第2回定例会等の状況に応じて変更する場合があります。

(2) 審査の基準

審査は、次の項目を審査し総合的に判断する。

審査項目	該当様式等	配点	備考
1 業務実績（動画制作）	【様式5】	20	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務実績として、自治体や民間の動画制作において有益な実績を有しているか。 ■ 平成28年4月以降に元請けとして契約し、令和3年3月までに完了した契約業務を直近5年間の実績からすべて（最大5件）記載すること。 ■ 様式に記載した動画制作の実績については、審査資料として活用するため、制作物をデータにて提出すること。 その際、公開されている場合に限り、様式内へのURLの記載をもって審査資料として代えることを可とする。動画について、審査における視聴は5分以内を想定。
2 業務の実施体制	【様式6】	5	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市職員と連携して遂行する体制であり、実施体制図を見やすく適切に作成しているか。 ■ 実施体制図に配置を予定している者の役割及び氏名を記載すること。 その際、主担当（予定で可）及び責任者がわかるように明記するとともに、各担当者の経験年数や実績についても可能な限り詳細に記載すること。 ■ 協賛会社がある場合も同様に記載すること。
3 業務の実施方針	【様式7】	5	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取り組み方針、スケジュール、効果的なプロモーションやポスター作成について明確に記載されているか。 ■ 基本的な取組方針及びスケジュール（動画の企画・制作並びにプロモーション方法）を記載するとともに、受託予定額を記載すること。
4 企画提案	【自由様式】	60	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の特色や魅力を理解し、その特色や魅力を十分に活用し、本市の知名度を向上させることが期待できるか。 ■ 別紙「習志野市シティセールス動画制作等業務委託仕様書」を参照し作成すること。 その際、制作意図、プロモーション等の内容について詳細に記載すること。
5 受託予定額	【様式7】	10	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税込みの金額を記載すること。
満点		100	

(3) プロポーザルの辞退

参加表明書【様式1】の提出後に本プロポーザルを辞退するときは、令和3年6月18日（金）までに、辞退届【様式8】を提出すること。

10. 選定結果の通知・公表

審査の結果については、令和3年7月上旬に応募者に通知するほか、契約候補者を市ホームページで公表する(応募状況及び審査状況により、変更の場合がある)。事業者名は第1位契約候補者、評価点は第3位契約候補者までを公表する。なお、審査及び審査結果に係る問い合わせには応じないものとする。また、応募者は、審査及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

11. 契約について

- (1) 市は、第1位契約候補者と、契約締結交渉を行うものとする。その場合に、契約金額は提案した受託予定額以内とする。
- (2) 第1位契約候補者が前記「8.」の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と契約締結交渉が不調となった場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約交渉を行うものとする。
- (3) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

12. その他の留意事項

応募に係る情報(選定結果、不採用となった団体の名称等含む)は、個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報を除き、習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)、又は市議会の資料請求に基づき開示が実施されることがある。